

民事部代表者会議議事録	
日 時	令和2年3月9日(月) 午後4時
場 所	大会議室(東京高等・地方・簡易裁判所合同庁舎)
出席者の氏名	別添「民事部代表者会議出席者名簿」記載のとおり
議事の経過の要領及びその結果	
付 議 事 項	
経 過・ 結 果	
1 「東京地方裁判所執行官事務分配規程」の一部を改正する規程について (資料1のとおり)	1ないし4 につき可決
2 「東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定め」の一部を改正する定めについて(3月30日施行分) (資料2のとおり)	
3 「東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定め」の一部を改正する定めについて(3月31日施行分) (資料3のとおり)	
4 「東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定め」の一部を改正する定めについて(4月1日施行分) (資料4のとおり)	
作成者裁判所事務官 _____	
議 長 _____	

民事部代表者會議出席者名簿

所長	所屬	名
所長代行者		正健幸
同		幸雄
同		明朗
同		持夫
同		勝志
同		記子
同		志郎
同		治吉
同		美子
同		晴美
同		美学
同		明男
同		茂彦
同		聰郎
同		人孝史
同		淳昌也
同		紀
同		利真典
同		英達弘
同		孝洋
同		弘理
同		健健
同		健繪
同		光正
同		亜由
同		寛幸
同		明
同		恭直
同		義安
同		義浩
同		真
同	民事第1部	内藤
同	民事第2部	本村
同	民事第3部	谷澤
同	民事第4部	川田賀嶋
同	民事第5部	下川原谷
同	民事第6部	岡間
同	民事第7部	下野藤
同	民事第8部	崎中
同	民事第9部	田名川
同	民事第10部	原谷川
同	民事第11部	原谷川
同	民事第12部	久下野
同	民事第13部	藤崎
同	民事第14部	中田
同	民事第15部	名川
同	民事第16部	原谷
同	民事第17部	川原口
同	民事第18部	田貫
同	民事第19部	池田
同	民事第20部	古塚
同	民事第21部	伊東
同	民事第22部	川田
同	民事第23部	品春
同	民事第24部	蛭塚
同	民事第25部	古小市
同	民事第26部	市谷
同	民事第27部	森綿
同	民事第28部	菊池
同	民事第29部	山

代表者	民事第30部	本澤	雄秀和	一樹
同	民事第31部兼第41部	藤園	弘卓	弘卓
同	民事第32部	藤所	浩一郎	浩一郎
同	民事第33部	本野	治生	治生
同	民事第34部	川藤	子敬	子敬
同	民事第35部	田川	基英	基英
同	民事第36部	澤	達典	達典
同	民事第37部	岡	多知	多知
同	民事第38部	中本	美香	美香
同	民事第39部	笠上	孝美	孝美
同	民事第40部	水	圭薰	圭薰
同	民事第42部		知惠	知惠
同	民事第43部		史	史
同	民事第44部兼第45部		志	志
同	民事第46部		一司	一司
同	民事第47部		志史	志史
同	民事第48部		惠	惠
同	民事第49部		知	知
同	民事第50部		惠	惠
同	民事第51部		惠	惠

オブザーバー	地裁民事首席書記官	菊池 恒夫
同	地裁事務局長	加藤 和広
同	地裁事務局総務課長	岩崎 光宏
同	地裁事務局総務課 課長補佐	佐藤 信秀
同	地裁事務局総務課 庶務第一係長	小山 善士

(資料1)

東京地方裁判所規程第一号

東京地方裁判所執行官事務分配規程の一部を改正する規程
東京地方裁判所執行官事務分配規程（昭和四十一年十二月十六日東京地方裁判所裁判官会議議決）の一部
を次のように改正する。

別表第一（第四条第一項第四号関係）を別紙のように改める。

附 則

この規程は、令和二年四月一日から施行する。

別表第一 (第四条第一項第四号関係)

区分	担当区域	担当者	一	二	三	四
千代田区 中央区 文京区 台東区 全区	全区		港区	新宿区 渋谷区	墨田区 江東区 葛飾区 江戸川区	大田区 目黒区 品川区 全区

八	七	六	五	世田谷区
八丈島簡易裁判所、伊豆大島簡易裁判所及び新島簡易裁判所の管轄区域	三宅村、御藏島村、小笠原村	足立区 荒川区 北区 全区	豊島区 練馬区 全区	板橋区 杉並区 中野区 全区
				全区

(資料 2)

「東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和 2 年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定め」の一部を改正する定めについて

「東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和 2 年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定め（令和元年東京地方裁判所定第 120 号）」の一部を次のように改正する。

別表 1 の(1)（本庁民事部）を別紙のように改める。

附 則

この定めは、令和 2 年 3 月 30 日から施行する。

(別紙)
別表1の(1) (本庁民事部)

令和2年3月30日現在

(資料3)

「東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定め」の一部を改正する定めについて

「東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和2年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定め（令和元年東京地方裁判所定第120号）」の一部を次のように改正する。

別表1の(1)（本庁民事部）を別紙のように改める。

附 則

この定めは、令和2年3月31日から施行する。

(別紙)

別表1の(1) (本庁民)

令和2年3月31日現在

(資料 4)

「東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和 2 年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定め」の一部を改正する定めについて

「東京地方裁判所及び管内簡易裁判所の令和 2 年度における裁判官の配置、裁判事務の分配及び代理順序、開廷の日割並びに司法行政事務の代理順序についての定め（令和元年東京地方裁判所定第 120 号）」の一部を次のように改正する。

- 1 第 2 条第 4 項を別紙 1 のように改める。
- 2 第 8 条第 1 項を別紙 2 のように改める。
- 3 第 11 条第 2 項を別紙 3 のように改める。
- 4 第 20 条第 3 項を別紙 4 のように改める。
- 5 別表 1 の(1)（本庁民事部）を別紙 5 のように改める。
- 6 別表 1 の(2)（本庁民事部）の 6 の「(9) 財産開示手続に関する事件」を「(9) 財産開示手続又は第三者からの情報取得手続に関する事件」と改める。
- 7 別表 1 の(3)（本庁民事部）を別紙 6 のように改める。

附 則

この定めは、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

(別紙1)

4 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第2条第3項に規定する特定調停の申立事件で企業の私的整理に関するものについて、民事第8部、民事第20部及び民事第22部の協議により民事第8部又は民事第20部に所属する裁判官が処理することを相当と認めたときは、当該事件の処理に限り、民事第8部又は民事第20部に所属する裁判官のうち当該部の指定する者が、民事第22部に配置されたものとみなす。

(別紙2)

第8条（通常事件の分配）通常事件は、第10条、第11条（第12条において準用する場合を含む。）及び第14条から第17条までに定める場合を除き、次の各号に掲げる事件の種類ごとに、受理の順序に従って、第1部、第4部から第7部まで、第10部、第12部から第16部まで、第18部、第23部から第26部まで、第28部、第30部から第32部まで、第34部、第35部、第37部、第42部から第44部まで及び第48部から第50部までの各部に順次分配する。この場合において、各部に分配する事件の数の割合は別表1の(3)のとおりとする。

- (1) 第一審訴訟事件（第7号及び第8号に掲げる事件を除く。）
- (2) 控訴事件
- (3) 抗告事件
- (4) 起訴前の証拠保全事件
- (5) 訴えの提起前における証拠収集の处分事件
- (6) 共助事件
- (7) 公害、薬品、食品、航空機又は船舶に関する損害賠償請求又は差止請求の事件
- (8) 当事者の数が40を超える事件（前号に掲げる事件を除く。）
- (9) その他の事件

(別紙3)

2 前項本文の場合においては、第16部、第25部、第31部、第32部、第37部、第43部、第44部及び第49部に分配する事件の数は、他の部に分配する数の2倍とする。

(別紙4)

3 前項の定めにより事件を移す部がないときは、特殊大型事件の係属性数（かつて係属した件数を含む。）の少ない部（第8条第4項に掲げる各部を除く。）に対して、同条第1項前段記載の順序に従い、事件を移すものとする。この場合において、第16部、第25部、第31部、第32部、第37部、第43部、第44部及び第49部については、同部に係属する特殊大型事件の件数の2分の1に相当する件数を同部の係属性数とみなす。

(別紙 6)

別表 1 の(3) (本庁民事部)

第 8 条第 1 項に掲げる事件の分配割合

	第 8 条第 1 項のうち (4), (5)を除く事件	第 8 条第 1 項の(4), (5)の事件
第 25 部, 第 44 部, 第 49 部	2. 6	2
第 16 部, 第 31 部, 第 32 部, 第 37 部, 第 43 部	2. 2	2
第 7 部, 第 10 部, 第 13 部, 第 15 部, 第 24 部, 第 42 部	1. 5	1
第 1 部, 第 4 部, 第 5 部, 第 6 部, 第 12 部 , 第 18 部, 第 23 部, 第 26 部, 第 28 部 , 第 48 部, 第 50 部	1. 1	1
第 14 部, 第 30 部, 第 34 部, 第 35 部	0. 5	1